

○道路交通法に基づく是正措置命令等に関する事務処理要領

令和4年9月30日

交総第777号

警察本部長

道路交通法に基づく是正措置命令等に関する事務処理要領の制定について（通達）

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い、別添のとおり道路交通法に基づく是正措置命令等に関する事務処理要領を制定し、令和4年10月1日から実施するから、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

道路交通法に基づく是正措置命令等に関する事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号。以下「細則」という。）及び道路交通法に基づく自動車の使用者に対する是正措置命令等に関する規程（令和4年埼玉県公安委員会規程第8号。以下「規程」という。）に基づき実施する自動車の使用者に対する是正措置命令及び安全運転管理者等の解任命令の事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 是正措置命令

1 通報等に基づく処分上申

交通部交通総務課長（以下「交通総務課長」という。）は、同部交通指導課長又は警察署長（以下これらを「警察署長等」という。）からの通報により、法第74の3第8項に該当する事案を認知したときは、必要な調査を実施し疎明資料を添えて、速やかに警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

2 是正措置命令に係る手続

交通総務課長は、次により是正命令に係る手続を行うものとする。

- (1) 法第74の3第8項に規定する自動車の所有者に対する是正措置命令の処分基準は、規程第4条に定める道路交通法に基づく自動車の使用者に対する是正措置命令等の基準（別記。以下「是正措置命令等の基準」という。）のとおりとする。
- (2) 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞等に関する規則」という。）の規定に基づき弁明の機会の付与の手続を行い、弁明書によりその結果を交通部長に報告する。
- (3) 自動車の使用者に対し、是正のために必要な措置を取るべきことを命ずる場合は、当該自動車の使用者に対し、是正措置命令書（細則別記様式第14）を交付する。

第3 解任命令

1 通報に基づく処分上申

交通総務課長は、警察署長等からの通報により、法第74条の3第6項に該当する事案を認知したときは、必要な調査を実施し、行政処分上申書（別記様式第1号）に疎明資料を添えて、速やかに本部長に報告するものとする。

2 解任命令に係る手続

交通総務課長は、次により解任命令に係る手続を行うものとする。

- (1) 法第74の3第6項に規定する自動車の使用者に対する安全運転管理者等の解任命令の処分基準は、是正措置命令等の基準のとおりとする。
- (2) 解任命令を行おうとするときは、行政処分上申書により本部長を経て公安委員会に報告する。
- (3) 聴聞等に関する規則の規定に基づき聴聞の手続を行う。
- (4) 当該行政処分上申書、聴聞調書及び聴聞報告書により、その結果を本部長に報告する。

この場合において、自動車の使用者に対し安全運転管理者等の解任を命ずる決定があったときは、当該自動車の使用者に対し、解任命令書（細則別記様式第13の2）を交付する。

実施日

この通達は、令和4年10月1日から実施する。

別記様式第1号（第3関係）

第 号 年 月 日			
埼玉県公安委員会 殿			
長			
行 政 処 分 上 申 書			
使用者の住所 (法人にあっては事業所の所在地) 使用者の氏名 (法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名)			
管轄警察署	警察署	事業所コード	
行政処分を 必要とする事由			

適 用 規 定	
行政処分に対する 意 見	
その 他 参 考 事 項	

(注) 疎明資料を添付すること。